

パレスチナ問題における人道支援と停戦に向けた主導的な働き掛けを求める意見書

ハマス等武装勢力が本年10月、ガザ地区からイスラエルに向けて多数のロケット弾を発射し、イスラエル領内に越境攻撃を行い、多数の死傷者が出た。さらには、一般市民を含む多数の方々がハマス等武装勢力により誘拐され、いまだ多くの人質が解放されないまま、「人間の盾」や交渉の道具として利用されている。こうしたハマス等武装勢力によるイスラエルへの攻撃は、国際法に違反するテロ行為である。

一方でイスラエル側も反転攻勢に出ており、ガザ地区への空爆や地上侵攻、電力や燃料、生活物資等を封鎖した。これにより、双方から罪のない多く子どもたちを含む一般市民が多数巻き込まれる深刻な事態に陥っている。いかなる理由があろうとも全ての紛争当事者は、国際人道法を厳守すべきである。

紛争が激化して以降、国連は緊急特別会合などを開いて休戦決議を採択し、一時休戦されたが、その後再開され、戦闘が続いている状況である。国は、決議が履行されるよう関係国や当事者に粘り強く働き掛けていく必要がある。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 ハマス等武装勢力に対し、文民への攻撃や誘拐を非難するとともに、人質を即時解放するよう求めること。
- 2 イスラエルに対し、安保理決議を履行して、停戦や人道回廊を確保するよう求めること。
- 3 全ての紛争当事者に対し、国際人道法をはじめとする国際法の遵守を求め、国際法違反の行動を直ちに停止するよう求めること。
- 4 日本独自の立場を活かし、停戦及び人道支援の実施に向けて、国際社会やG7での議論や動きを牽引すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月26日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣

宛て

福島県議会議長

西山尚利